

写

熊労発基 0705 第4号
令和5年7月5日

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長
新田 峰雄

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議を求める。